

名瀬労働基準監督署発表
令和 7 年 8 月 18 日(月)

令和 7 年 8 月 18 日

【照会先】

名瀬労働基準監督署

署長 清水 孝則

○ 監督安衛課長 竹下 慎一郎

(電 話) 0997-52-0574

報道関係者 各位

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～機械による危険防止措置を講じていなかった疑い～

名瀬労働基準監督署(署長 清水 孝則)は、本日、公益財団法人沖永良部農業開発組合及び工場責任者を、労働安全衛生法違反の疑いで鹿児島地方検察庁名瀬支部に書類送検しました。

【事件の概要】

令和 6 年 1 月 7 日、大島郡和泊町に所在する公益財団法人沖永良部農業開発組合の工場において、機械のコンベヤー部分の清掃作業を行わせる際、機械の運転を停止させていなかった疑い。

1 被疑者

(1) 公益財団法人沖永良部農業開発組合

所在地：鹿児島県大島郡和泊町

事業内容：農作業受委託事業、種苗の育成販売、堆肥の製造販売等

(2) 工場責任者 A

2 違反条文

被疑者公益財団法人沖永良部農業開発組合及び工場責任者 A とともに、

労働安全衛生法違反

同法第 20 条第 1 号(事業者の講ずべき措置等)

労働安全衛生規則第 107 条第 1 項(掃除等の場合の運転停止等)

同法第 119 条第 1 号(罰則)

同法第 122 条(両罰規定)

3 災害の概要

令和 6 年 1 月 7 日、大島郡和泊町に所在する公益財団法人沖永良部農業開発組合の工場において、サトウキビの脱葉を行う機械を運転した状態で労働者 B にコンベヤー部分のローラー等を清掃する作業を行わせていたところ、労働者 B がコンベヤーのベルトとローラーの間に巻き込まれ、死亡する労働災害が発生したものです。

4 被疑内容

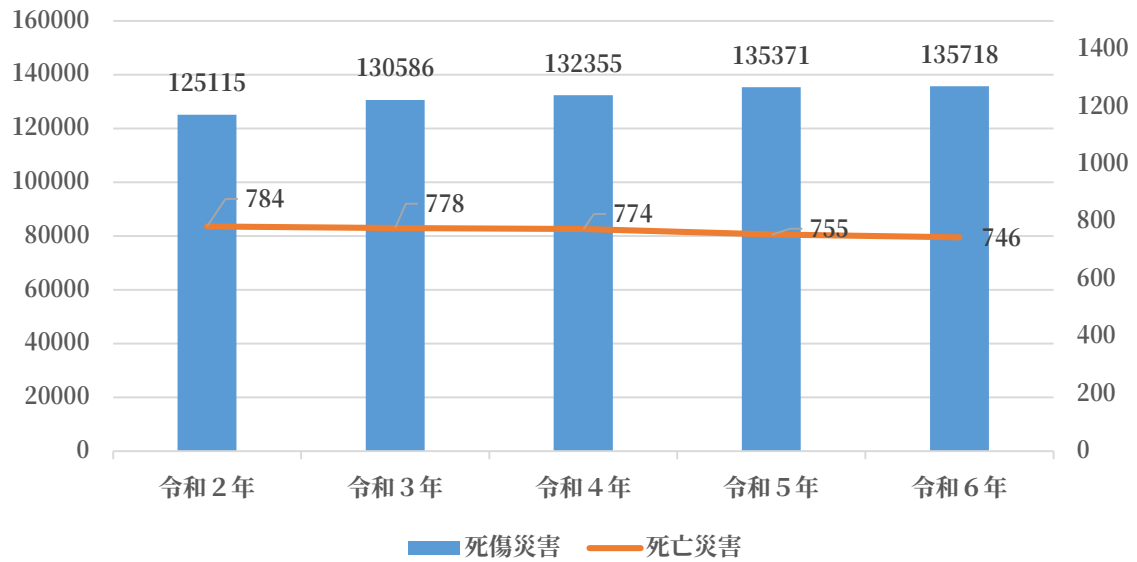
労働安全衛生法では、機械の掃除等の作業を行わせる場合に、機械に巻き込まれる等労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならないことを定めていますが、災害発生当時、停止していなかった疑いがあるものです。

5 参考事項

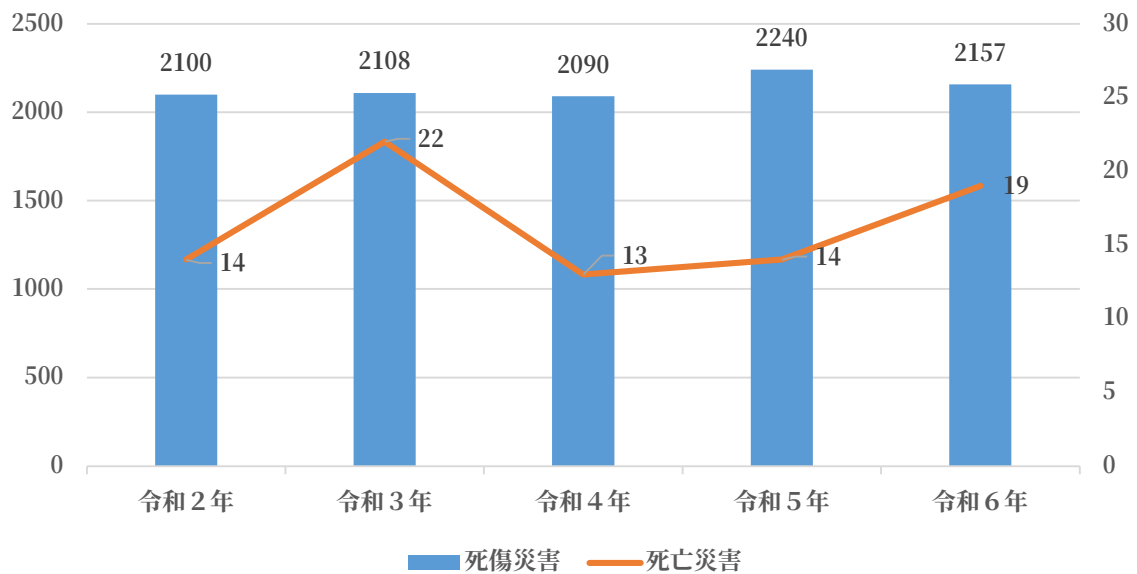
コンベヤーによる死亡災害は、全国で毎年 10 件前後発生しています。コンベヤーによる労働災害を防止するため、労働安全衛生法では、逸走防止措置や非常停止装置の設置等を義務付けています。

このように、日常的に使用しているコンベヤーであっても、機械不良や作業方法の誤りがあれば、死亡等重篤な災害につながりやすいことから、名瀬労働基準監督署では、作業方法の適正化等の徹底を図るべく、引き続き、工場や倉庫等コンベヤー等の機械を使用する現場への立入調査を行ってまいります。

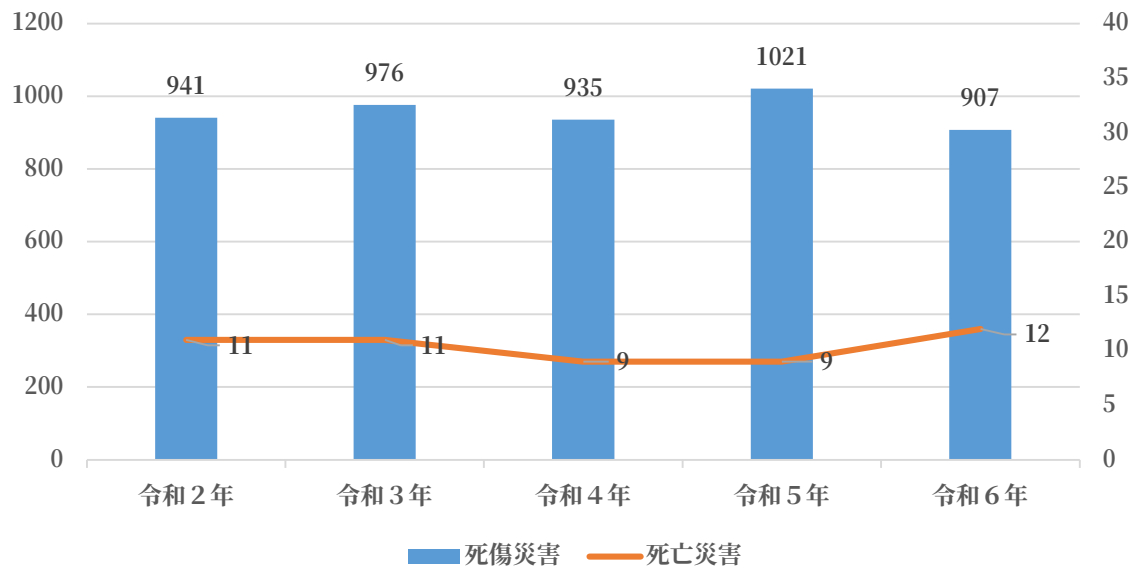
労働災害発生状況（全国）



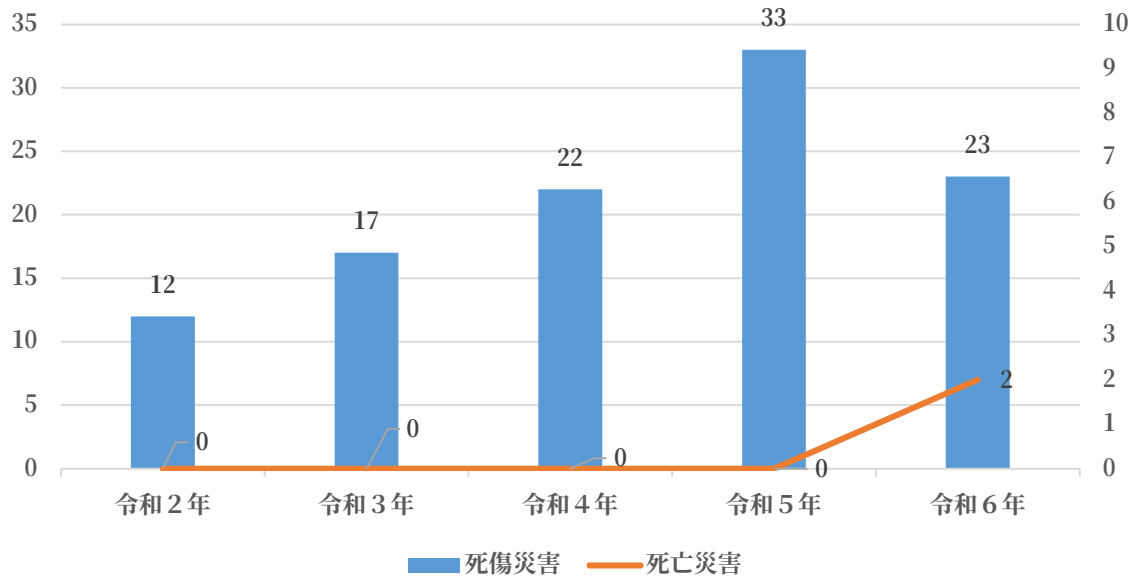
労働災害発生状況（鹿児島局）



コンベヤーに起因する災害発生状況（全国）



コンベヤーに起因する災害発生状況（鹿児島局）



【参照条文】

○労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抄）

（事業者の講ずべき措置）

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険
（第2号～第3号 略）

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで（中略）の規定に違反した者
（第2号～第4号 略）

第百二十二条 法人の代表者は又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）（抄）

（掃除等の場合の運転停止等）

第百七条 事業者は、機械（刃部を除く。）の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでない。

（第2号 略）